自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条（見出しを含む。）中「第六章」を「第六章及び第十一章」に改め、同条の表第八十八条の項中「第八十八条」の下に「及び第百三十二条の八十六第一項第二号」を加え、同表に次のように加える。

第百三十二条の九十第二項	当該事故	当該事故が自衛隊の使用する無人航空機について発生した事故（自衛隊の使用する航空機又は無人航空機との間に発生したものを除く。）である場合を除き、当該事故
第百三十二条の九十一	国土交通省令で定めるところにより	当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する無人航空機について発生した事態（自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したものを除く。）である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより

第百五十条第一項中「及び第九十二条」を「、第九十二条」に改め、「限る。）」の下に「、第百三十二条の九十及び第百三十二条の九十一」を加える。

附　則

この政令は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○法務省令第四十二号

非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十条第八項（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。）並びに家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百四十六条の二第二項（同法第百九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、非訟事件手続法第九十条第八項及び第九十一条第五項並びに家事事件手続法第百四十六条の二第二項の規定による公告の方法等を定める省令を次のように定める。

令和四年十一月三十日

法務大臣　齋藤　健

非訟事件手続法第九十条第八項及び第九十一条第五項並びに家事事件手続法第百四十六条の二第二項の規定による公告の方法等を定める省令

（公告の方法）

第一条　非訟事件手続法第九十条第八項（同条第十六項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第九十一条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに家事事件手続法第百四十六条の二第二項（同法第百九十条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告は、官報により行うものとする。

（公告事項）

第二条　非訟事件手続法第九十条第八項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　所有者不明土地管理命令の対象とされた土地（共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である土地）又は所有者不明建物管理命令の対象とされた建物（共有持分を対象として所有者不明建物管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である建物）に係る所在事項

二　供託所の表示

三　供託番号

四　供託した金額

五　裁判所の名称、件名及び事件番号

2　非訟事件手続法第九十一条第五項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　管理不全土地管理命令の対象とされた土地又は管理不全建物管理命令の対象とされた建物に係る所在事項

二　供託所の表示

三　供託番号

四　供託した金額

五　裁判所の名称、件名及び事件番号

3　家事事件手続法第百四十六条の二第二項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　不在者の氏名、住所及び出生の年月日又は被相続人の氏名、最後の住所並びに出生及び死亡の年月日

二　供託所の表示

三　供託番号

四　供託した金額

五　民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による管理人の選任又は同法第八百九十七条の二第一項の規定による相続財産の管理人の選任に係る家庭裁判所の名称、件名及び事件番号

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。